

岩手県告示第941号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨国土交通省東北地方整備局三陸国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成21年12月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 釜石市片岸町地内から上閉伊郡大槌町大槌地内まで
- 2 公共測量を実施する期間 平成21年12月18日から平成22年3月30日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量・路線測量・地形測量）